

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月及び同年8月

会社を退職後、自営業を始めた時に国民年金に夫婦二人で加入して、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。保険料の納付を開始してから2年から3年が経過したころからは、夫婦二人分の保険料を金融機関の口座からの振替にして納付してきた。

申立期間中の昭和58年7月に、A区からB市に住民票を移動させたが、移動は2か月間のみで、同年9月にはA区の元の家に住民票を戻した。しかし、国民年金に関する住所変更手続はしていない。その間の生活はA区の自宅で生活をしてきた。申立期間について妻は納付済みとされているのに私の保険料だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における保険料について、夫婦二人分の保険料を金融機関の口座からの振替で納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の夫婦の納付記録をみると、申立人の申立期間を除き、夫婦二人共に国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。また、口座振替をしていたとする金融機関は、市の指定金融機関の指定を受けているとともに、納付日が確認できる昭和60年度及び61年度の申立人の納付日をみると、納期月の23日及び24日に納付されており、区の口座振替指定日が納期月の23日であることから、申立人の陳述どおり保険料納付は、口座振替であったと考えられる。

ところで、申立人は、昭和58年7月のB市への転出について国民年金に関する住所変更手続はしていないとしているが、社会保険事務所の特殊台帳の移管日を見れば、区の年金担当者が夫婦の転出入をいつ把握したのかが推定できる。

申立人については、転出に伴う移管日が昭和 58 年 9 月 19 日となっていることから、区の国民年金担当者が申立人の転出を把握したのが、同年 9 月 23 日の口座振替指定日より前であったと推定でき、申立人の同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月の保険料は、同振替指定日には区では転出者として口座振替が停止され、申立期間は振替にては納付されなかったと考えられる。

一方、申立人の妻については、移管日が昭和 58 年 10 月 18 日となっていることから、区の国民年金担当者が申立人の妻の転出を把握したのが、同年 9 月 23 日の口座振替指定日より後であったと推定でき、申立人の妻の同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月の保険料は同振替指定日に引き続いて振替にて納付され、この期間については夫婦で納付記録が異なっていたものと考えられる。

しかし、申立人は、申立期間以降は、未納が無いことから、申立人が再度、A 区への転入に伴い、国民年金の何らかの処理をしたことが考えられる。申立期間当時は、保険料納付が 3 か月納付であったことから、区は申立人の転入の把握時点で、申立人の未納期間の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月の保険料の納付書を、申立人に発行したものとも考えられ、同年 9 月の 1 か月のみが納付となっているが、申立期間についても納付していたと考えることが自然である。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立期間の前後は保険料は納付済みであることから、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料も納付していたとみても不自然ではない。

加えて、特殊台帳の昭和 58 年度の納付状況欄は 12 か月納付となっており、現在のコンピュータ上の申立期間の未納の記録は、入力の際、何らかの過誤により未納の記録となったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、5か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までのうち、5 か月
昭和 55 年ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金手帳を受け取った。そのころ、国民年金保険料をさかのぼって一括して納付した。保険料は月 4,000 円で合計約 80 万円であったと記憶している。まとめて納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間を含めて国民年金保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の記号番号を附された任意加入者の資格取得日（昭和 55 年 6 月 18 日）及び直後の記号番号を附された任意加入者の資格取得日（昭和 55 年 6 月 19 日）から、昭和 55 年 6 月 18 日又は同年 6 月 19 日に加入手続を行ったものと推定できる。この場合、第 3 回特例納付（昭和 53 年改正法附則 4 条）が可能である。

また、申立人の納付記録をみると、社会保険庁の記録から、申立期間の前後の保険料は特例納付がなされていることが確認できる。通常、特例納付を行う場合、5 か月のみ未納としその前後を納付するのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付した場合の保険料は、特例納付及び過年度納付の組み合わせにより 80 万 6,960 円となり、約 80 万円を納付したとする陳述と符合する。

加えて、保険料の未納があれば、特殊台帳に記載され保管されるべきであるが、その特殊台帳が保管されていない。また、納付及び過不足記録がなされておらず、特殊台帳には未納の記録がなされていなかったことも否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年5月から同年9月まで

私は、昭和58年5月にA市役所に行き、国民年金の任意加入手続を行ったが、自営の店の開店直後で忙しく、国民年金保険料はすぐに納付に行けなかった。

その後、昭和58年10月ごろに私自身が市役所に行き、申立期間の納付書を再発行してもらい、市役所内の金融機関で保険料を納付した。

当時の領収書は無いが、私の所持する現金出納帳に、昭和58年10月17日付けで、国民年金未納分納付として2万9150円を支出したことが記されており、これは、当時、申立期間の保険料を納付したことを記帳したもので、申立期間の保険料を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料額が記録された現金出納帳を所持しており、そこに記載されている保険料額2万9150円は、当時の納付すべき保険料額と一致している。

また、申立人の国民年金記録をみると、申立人は昭和58年5月26日付けで国民年金の任意加入手続を行ったことが、申立人に係る市の被保険者名簿及び社会保険庁の記録から確認でき、申立人の陳述と符合する上、申立人は申立期間の保険料納付の状況についても、具体的に記憶しており、当時の市における保険料収納状況とも符合する。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、昭和58年5月に国民年金に任意加入した後、申立期間を除き、60歳到達時まで保険料をすべて納付している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月

私は、昭和59年3月に会社を退職して、A市からB市へ転居した際、同市役所で住所変更手続を行うとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間に係る国民年金保険料は、手続時に市役所窓口で納付した。

申立期間より後の期間の保険料は、自宅に郵送されてきた納付書により、現年度に納付している。

申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識が高いと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、A市からB市への住所変更が、昭和59年3月16日に行われた旨が記載されており、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間直後の昭和59年4月から同年9月までの保険料については、当初未納と記録されていたところ、申立人が同期間の領収書を所持していたことから、平成20年4月14日に社会保険庁の記録が納付済みに訂正されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

昭和38年2月に結婚してA市に引っ越しする時に、姉から国防色の国民年金手帳をもらい、その後、A市の金融機関に身重の体で保険料を納付するために、少なくとも2回ぐらい行った記憶が有るにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

ほかの未納期間については、はっきりとした記憶が無いため、申立期間には含めていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立当初、昭和36年4月から39年3月までの期間を申立期間としていたところ、当委員会の調査の過程において、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が見付かり、①36年4月から38年3月までの期間及び②39年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料が納付済みであることが判明している。

また、申立人は、国民年金保険料を納付するために、身重の体でA市の金融機関に少なくとも2回ぐらいは行った記憶が有ると具体的に申し立てしているところ、申立期間の前後の期間について上記のとおり納付済みであることが確認できた上、申立人がA市に居住することとなったのは昭和38年4月からであることから、上記②の期間以外に申立期間において保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、昭和55年4月から56年11月までの期間及び57年4月から同年12月までの期間の保険料の納付記録の訂正が、60年4月1日に行われているが、元々未納とされていた形跡は無いことから、特殊台帳からオンライン記録への転記誤りと考えられる。

加えて、判明した別の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳においても、氏

名及び生年月日が誤って記載されていることなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から50年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

昭和48年2月に国民年金に加入し、加入後から53年4月に結婚するまで、父親が母親（継母）と兄と私の保険料を含めて、定期的に納付した。年金記録を確認したところ、父親が納付した期間のうち、48年2月から50年3月まで未納、昭和50年度は納付済みとなっているものの、51年度は未納の記録と分かった。しかし、私が結婚するまで、父親は定期的に納付したはずであり、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人の父親が母親及び兄の分と一緒に自身の分も定期的に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②について、申立人並びに一緒に納付したとする母親及び兄のこの期間前後の納付状況をみると、いずれも直前の1年は現年度納付、直後の1年は同一日に前納していることが、特殊台帳の記録から確認できることから、当時は、申立人の父親が家族の保険料を定期的に納付していたとする陳述と符合する。また、この期間について、申立人の母親及び兄の納付記録をみると、同一日に前納していることが同様に確認できる。

これらの点を踏まえると、申立期間②当時は、申立人の父親が家族の保険料を定期的に納付していたとする申立人の陳述に明らかな不合理はみられず、この期間について、申立人の母親及び兄と同様に前納されていた可能性が高いものと考えられる。

次に、申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、印紙

検認記録方式であった昭和 48 年度までの検認台帳には、現年度納付の際に押されるべき検認印が認められない。一方、この期間について、一緒に納付していたとする申立人の母親及び兄の納付記録をみると、いずれも現年度納付であることが特殊台帳の記録から確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の特殊台帳を見ると、この期間について催告がなされた形跡が認められ、この点においても、申立人の父親が定期的に現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、この期間について、昭和 50 年 4 月末までは過年度納付は可能であったが、申立人は、申立人の父親が保険料を遡及^{そきゆう}して納付することは無かったと陳述していることから、申立期間①の保険料納付は無かったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から同年3月まで

昭和36年に夫婦二人で国民年金に加入して以来、妻が私と同居の兄の国民年金保険料を妻の分と一緒に集金人に納付していた。もし、未納であれば、次回集金に来た時に、集金人が前の3か月が未納であることを、なぜ妻に教えなかったのだろうか。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳期間満了までの31年間、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻についても、亡くなる直前まで、申立期間に相当する期間を除き、保険料を完納していることから、妻の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間は納付済みであるほか、当時は、集金人による印紙検認方式であったことから、申立てどおり、未納があれば集金人が気づき、そのことを妻に伝えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の特殊台帳をみると、昭和51年1月から同年3月までの3か月の保険料について、申立期間と同様に、夫婦二人分及び同居の兄と一緒に未納とされていたところ、後にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、妻の未納解消の意識がうかがえる。

これらの点を踏まえると、申立期間についても、妻が過年度納付していたものとみても不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、結婚した昭和43年10月以降、自分で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の私の保険料のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和43年4月以降、申立期間を除き、60歳到達までの保険料をすべて納付済みであり、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料納付状況について、保険料納付日が確認できる期間の記録をみると、婚姻後における夫婦二人分の納付日は一致しているところ、申立期間における夫の保険料は、納付済みとなっている。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、常に一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたと考えられる申立人とその夫のうち、申立人の3か月の保険料のみ納付されなかったと考えることは不合理である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月17日から同年4月1日まで

昭和43年4月1日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、現在に至るまで継続して勤務しているのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和46年3月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）D支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月24日から同年8月1日まで

私は、昭和27年4月1日に、A社に入社して、平成元年1月28日に退職するまで、継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では、同社のC支店からD支店への転勤に伴い、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間が生じている。この空白期間1か月について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間も同社に継続して勤務し(昭和49年7月24日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとして、事業主が、昭和49年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月20日に同社C営業所へ転勤となり、42年4月1日まで継続して勤務していたので、申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の経歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年7月20日に同社本社から同社C営業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和40年8月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時何らかの事情により事務的過誤が生じたものと考えていることから、事業主が昭和40年8月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月17日から同年4月1日まで

昭和43年4月1日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、現在に至るまで継続して勤務しているのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和46年3月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から同年4月1日まで

私の夫は、昭和43年4月1日にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、平成17年6月に退職するまで継続して勤務していたのに、1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和46年3月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社し、途中、他社との合併により社名がB社に名称変更したが、平成7年6月29日に定年退職するまで継続して勤務した。しかし、同社C営業所開設に伴い、同社本社から異動した際に、昭和35年2月1日から同年3月1日までの1か月が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたので、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の社員名簿及び雇用保険の被保険者記録並びに同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年3月1日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、A社C営業所が厚生年金保険の新規適用となったのは昭和35年3月1日で、申立人も同日付けで被保険者の資格を取得しているが、同社本社での資格喪失日が、同年2月1日となっていることから、申立人の厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じている。一方、同社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日欄をみると、いったん、同年2月1日と記入した上から、ゴム印で同年3月1日に訂正されていることが確認できる。このことについて、同社では、当時、申立人の同社C営業所における資格取得日を35年2月1日と届け出た

ものの、厚生年金保険の適用事業所となった日が、同年3月1日であることから、資格取得日は同年3月1日であると訂正されたものと推測していると回答しており、その結果、申立期間が空白期間となったものと考えられ、同社C営業所が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本社で適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人と同時期に、A社本社から同社C営業所に異動となった同僚6名についても、昭和35年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、申立人と同様に厚生年金保険加入記録に1か月の空白期間が生じていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月1日から58年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を56年8月1日、資格喪失日に係る記録を58年3月21日とし、56年8月及び同年9月並びに同年11月から58年2月までの標準報酬月額を22万円、56年10月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年3月21日まで

私は、以前勤めていた会社が倒産したすぐ後の昭和56年7月に、A社に入社し、58年3月に退職するまでの間、同社に継続して勤務した。

しかし、社会保険事務所には、A社において厚生年金保険に加入した記録が無い。当時の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料を控除された記載があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月1日から58年3月21日までA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年7月については、申立人から提出された同年7月の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、給与明細書の保険料控除額から、申立期間のうち、昭和56年8月及び同年9月並びに同年11月から58年2月までの標準報酬月額については、22万円、56年10月の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後の標準報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年8月から58年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成10年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の陳述から、申立人が平成10年3月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立人の資格喪失日を平成10年4月1日として届け出るべきところを、誤って同年3月31日として届け出たことを認めており、同年3月の厚生年金保険料も給与から控除したとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年2月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと認めている上、当該事業所の保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの平成10年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和26年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成14年10月1日から17年5月1日まで

私が、A社に勤務していた、平成14年10月から17年4月に係る標準報酬月額が11万8,000円となっている。この間の給与支給明細書の総支給月額は22万円から33万円で、厚生年金保険料として1万6,000円から2万1,000円が控除されている。標準報酬の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、11万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、事業主が11万8,000円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪国民年金 事案 2671

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年3月まで

私は、昭和39年10月にC業に就いた。車の免許を取るために、姉の住所地で住民登録を行い近くに住んでいた。姉から国民年金は、国民の義務だからといわれたので加入手続をしたが、詳しくは覚えていない。申立期間当時の国民年金保険料は、確か100円又は150円とかなり安かったし、私は収入もあったので国民年金保険料は十分に支払えた。私は集金人が来るたびにきちんと国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月ごろに姉に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付してきたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は、A市B区において40年3月ごろに払い出されていることが確認できる。

しかし、当該手帳記号番号は前後の記号番号の払出記録から、職権により払い出されたものとみられるところ、職権適用の場合には、A市が国民年金手帳を、社会保険事務所が当該時点において未納であった期間の納付書を郵送し、金融機関での納付を案内しており、集金人に保険料を納付していたとする申立内容と符合しない上、申立人は保険料を金融機関において納付したことは無いとしている。

また、申立人は国民年金加入手続及び申立期間の保険料の納付方法についての記憶が不明確であり、申立期間の保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできない。

さらに、各種氏名検索及び申立期間当時の手帳記号番号払出簿の調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間及び51年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和51年4月から54年3月まで

父親が私の婚姻届を提出するためA市B区役所に行った際に、私たち夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、私が昭和46年4月以降、毎月自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた。申立期間中にA市B区、C市及びA市D区に転居したが、すべて自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分で毎月800円から1,000円の保険料を納付して領収書を渡された。申立期間①及び②の期間は申請免除期間とされているが、私は免除申請の手続をした覚えが無く、国民年金加入手続後はすべて自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和46年3月ごろにA市B区役所において申立人及びその元夫の国民年金加入手続を行い、同年4月以降、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区において、同年9月13日に払い出されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の元夫については同区において、手帳記号番号は払い出されておらず、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人は、昭和47年11月1日にC市において、別の手帳記号番号を夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立人及びその元夫の特殊

台帳を見ると、夫婦共に昭和 50 年度の保険料が未納のため 52 年度に社会保険事務所が納付催告したことが確認でき、また、元夫の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月の保険料を、過年度納付していることが確認できることから、夫婦二人分の保険料を集金人に現年度納付したとする陳述内容とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額について、800 円から 1,000 円の保険料を納付していたと陳述しているが、申立期間②に係る夫婦二人分の保険料は 2,800 円から 5,460 円であり、申立金額とは相違している。

加えて、申立人及びその元夫の納付記録をみると、申立期間①及び②は申請免除期間とされていることが確認でき、申立人は、免除申請の手続は一度もしたことは無く、保険料はすべて集金人に納付したと申し立てているが、保険料の免除申請手続は、申請に基づき世帯単位の所得基準等により社会保険事務所が承認するものであり、職権で免除手続が行われることは無く、申立内容は当該制度と符合しない。

このほか、申立期間①及び②を合計すると 45 か月の長期間となるが、申立期間の保険料を納付していたことを示す具体的陳述は得られず、保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年10月まで

私の国民年金の加入手続は、母親が行い、申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間には厚生年金保険に加入していた昭和45年5月から46年2月までの期間も含まれているが、私も母も年金制度をよく理解していなかったため、会社で厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、国民年金の保険料も納付していたと思う。

母親は高齢で申立期間の保険料納付に関する詳しい様子を聞くことはできない。また、年金手帳も平成7年に無くしてしまった。母が苦心して保険料を支払ってくれたのに、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は、申立人の母親が行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年3月7日に払い出されたことが確認でき、この払出時点において、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することはできない。

一方、社会保険庁の記録により、申立人と同姓同名の別の手帳記号番号が昭和47年7月に払い出されていることが確認できるが、この手帳記号番号による保険料納付記録は、申立期間を含め全期間が未納となっているほか、各種氏名検索を行っても、これら以外の別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料納付は、母親が行ってくれていたと申し立てているが、納付を担っていたとする申立人の母親は高齢であり、保険料納付をめぐる具体的な供述を得ることはできず、申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても新たな周辺事情等を見いだすことはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年12月までの期間及び49年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年12月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで

私の娘(申立人)が、自ら国民年金に加入しなければならないと言い出したので、娘と一緒にA市B区役所へ出向き加入手続を行い、2年の保険料をさかのぼって納付した記憶がある。

その後、私たち親子で経営していた店に来た集金人に、2人分の保険料を納付していたので、申立期間①の保険料が娘のみ未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②の保険料については、店に来た集金人に納付していた後も引き続き口座振替によって納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人が国民年金の加入手続を行い、その時に2年分の保険料をさかのぼって納付するとともに、その後の保険料を定期的に納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和47年12月にA市B区で払い出されていることが確認でき、この払出時点において申立期間のうち、44年12月以前の保険料は制度上納付することはできない。

また、申立人の母の年金手帳及びD市の被保険者名簿を見ると、申立人の母は、申立期間①のうち、昭和46年12月までの保険料についてはD市において納付していることが確認でき、申立期間当時はA市B区で経営していた店に来店した集金人に、親子一緒に2人分の保険料を納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人の母は、2年分の保険料をさかのぼって納付した記憶は一回だけであったと陳述しているところ、申立人の納付記録をみると、申立人は、昭和52年11月に新たに払い出された国民年金手帳記号番号によって、同年10月に、50年1月から52年3月までの2年3か月の保険料を過年度納付していることが確認でき、この際の記憶と混同している可能性も否定できない。

次に、申立期間②に係る保険料について、申立人は、店に来た集金人又は口座振替によって納付していたと申し立てているところ、D市における口座振替制度の導入は、申立期間後の昭和50年8月以降であり、申立内容と符合しない。

また、申立人の昭和52年4月から同年12月までの期間及び62年4月から平成3年3月までの期間の領収証書を見ると、金融機関の領収印が押されていることから、口座振替制度を利用したのはそれ以降と推定される。

さらに、申立人は昭和52年11月に同じA市B区において新たに別の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、この払出時点において過年度納付が可能な期限一杯までさかのぼって50年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間②の保険料は時効により納付できない期間であったことが分かる。

加えて、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母の申立期間②の保険料は申立人と同様に未納とされている。

このほか、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母からも、申立期間①及び②の保険料納付をめぐる具体的な供述は得られず、保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年4月から41年3月までの期間並びに41年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月
② 昭和40年4月から41年3月まで
③ 昭和41年7月から44年3月まで

昭和40年2月ごろ、A区役所から国民年金の加入勧奨を受けたので、現妻が加入手続をしてくれて、保険料の納付も現妻が集金人に支払ってくれた。また、私が現妻より先にA区からB区に転居した時も、転居前と同様に現妻が集金人から印紙を買って納めていたのに、申立期間①から③までが未納とされている。申立期間当時の国民年金手帳は残っていないが、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月ごろに現妻がA区で国民年金加入手続を行い、同年2月以降の保険料も現妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、昭和40年3月8日にA区を管轄するC社会保険事務所で、前妻と連番で現在の国民年金手帳記号番号とは異なる手帳記号番号の払出しを受けていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合している。しかし、加入手続を行った現妻は、加入時点では申立人の配偶者ではなく、自身が国民年金に初めて加入したのは、申立人と結婚した後の46年9月であることが現妻の国民年金手帳記号番号の払出時期から推定でき、申立期間当時年金未加入者であった申立人の現妻が、申立人の保険料を集金人に納付していたと考えることは不自然である。

また、申立人は昭和44年2月20日に、B区を管轄するD社会保険事務所で、前妻と連番で現在の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、同手帳記号番号払出簿から確認できるが、同手帳記号番号は、同一日に払い出された被保険者が申立人を含め56人存在することから、職権適用による払出しと

考えるのが相当である。したがって、B区は、同手帳記号番号が払い出された時点において、申立人が同区に転入した41年3月から44年2月までの保険料が未納であると認識していたと考えるのが自然である。

さらに、上記2件以外の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄する社会保険事務所の同手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、申立人の記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の保険料納付を担当していた現妻の記憶はあいまいであり、申立人の現妻が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年5月又は同年6月ごろに営んでいたA店に、女性の方が「役所から来た。」と言って突然訪れ、年金の説明をし、加入手続するように促され、当時営んでいた店の中で主人が加入手続をした。保険料の納付は、定期的に訪れていた集金人の方がすべて手配してくれ、主人が保険料納付を行っていた。当時の金額は1か月50円から150円ぐらいだったと思う。集金人の人が一度整理をしてあげると言って、主人が年金手帳を全部渡した時、受け取りの控えをもらわなかったのも、私と主人がけんかしたのを覚えている。なぜかその人はいい人で信用している、悪いことはしないと主人が言っていたのを記憶している。

しかし、記録では、昭和36年4月から41年3月までの期間が未納とされており納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年5月又は同年6月ごろにB市で自身及び妻の国民年金加入手続を行い、同年5月又は同年6月以降、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の国民年金加入時期をみると、昭和41年8月22日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されているとともに、申立人が所持する最初の国民年金手帳の手帳発行日は、同年7月31日であることが確認できることから、同年7月又は同年8月に加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金加入時点において、申立期間のうち、昭和36年4月から39

年3月までの期間の保険料は制度上納付ができず、同年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、保険料納付を担当していた申立人は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人夫婦の手帳記号番号の払出日と同一日に払い出しを受けている被保険者は990人存在し、不在消除又は取消しの記録が多数見受けられることからB市により職権適用がなされた可能性が高いものと考えられるところ、B市は昭和41年当時、職権適用した35歳未満の被保険者に対し過年度納付を積極的に勧奨することは無かったと説明しており、申立人が同年当時に39年4月から41年3月までの保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間直後の昭和41年4月から43年3月までの保険料が納付済みとなっているが、申立人が所持する最初の国民年金手帳の昭和41年度印紙検認記録欄を見ると、検認印が無く、右側の印紙検認台紙が切り離されず残っており、また、42年度と同記録欄を見ると「44年1月21日、42年1年分納付」の記述が見られ、同台紙も切り離されず残っていることが分かる。これらの状況から、昭和41年4月から43年3月までの保険料は過年度納付されたと考えることが自然であり、同期間当時は未納であったと考えられる。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年5月又は同年6月ごろに営んでいたA店に、女性の方が「役所から来た。」と言って突然訪れ、年金の説明をし、加入手続するように促され、当時営んでいた店の中で主人が加入手続をした。保険料の納付は、定期的に訪れていた集金人の方がすべて手配してくれ、主人が保険料納付を行っていた。当時の金額は1か月50円から150円ぐらいだったと思う。集金人の人が一度整理をしてあげると言って、主人が年金手帳を全部渡した時、受け取りの控えをもらわなかったの、私と主人がけんかしたのを覚えている。なぜかその人はいい人で信用している、悪いことはしないと主人が言っていたのを記憶している。

しかし、記録では、昭和36年4月から41年3月までの期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和36年5月又は同年6月ごろにB市で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、同年5月又は同年6月以降、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫の国民年金加入時期をみると、昭和41年8月22日に国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出されているとともに、申立人が所持する最初の国民年金手帳の手帳発行日は、同年7月31日であることが確認できることから、同年7月又は同年8月に加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、国民年金加入時点において、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間の保険料は制度上納付ができず、同年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、保険料納付を担当していた申立人の夫は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認すること

ができない。

さらに、申立人夫婦の手帳記号番号の払出日と同一日に払い出しを受けている被保険者は 990 人存在し、不在消除又は取消しの記録が多数見受けられることから B 市により職権適用がなされた可能性が高いものと考えられるところ、B 市は昭和 41 年当時、職権適用した 35 歳未満の被保険者に対し過年度納付を積極的に勧奨することは無かったと説明しており、申立人が同年当時に 39 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間直後の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料が納付済みとなっているが、申立人が所持する最初の国民年金手帳の昭和 41 年度印紙検認記録欄を見ると、検認印が無く、右側の印紙検認台紙が切り離されず残っており、また、42 年度の同記録欄を見ると「44 年 1 月 21 日、42 年 1 年分納付」の記述が見られ、同台紙も切り離されず残っていることが分かる。これらの状況から、昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料は過年度納付されたと考えることが自然であり、同期間当時は未納であったと考えられる。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間、59年10月から60年3月までの期間、平成2年1月、同年2月、3年4月、同年6月、同年8月、5年3月、同年5月、同年8月、同年10月、同年11月、6年1月、7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで
③ 平成2年1月及び同年2月
④ 平成3年4月
⑤ 平成3年6月
⑥ 平成3年8月
⑦ 平成5年3月
⑧ 平成5年5月
⑨ 平成5年8月
⑩ 平成5年10月及び同年11月
⑪ 平成6年1月
⑫ 平成7年2月及び同年3月

夫が自営を始めて、夫婦の会計は夫が持つようになった。申立期間については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付するものと思っていた。また、夫が集金人に保険料を納付しているのを見たことがある。しかし、申立期間の12か所、合計22か月が未納とされている。夫婦二人分を一緒に納付していると思っていたのに、夫婦共の未納が14か月、夫が納付済みで私のみの未納が8か月となっており納付できない。また、夫が3か月ごとに保険料を納付していると思っていたのに、1か月の未納があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に3か月ご

とに集金人に納付していた。また、保険料の納付が3か月ごとの納付であったことから、1か月の未納はあるはずがないと申し立てている。

そこで、申立人の保険料の納付方法についてみると、すべての申立期間より以前の昭和51年12月に、銀行口座から保険料振替の手続を取っていることが、区の被保険者名簿から確認できる。また、社会保険庁の記録では、納付日が確認できる平成6年4月から国民年金被保険者資格の喪失の8年3月までの期間について、毎月の保険料納付については、市の口座振替指定日に納付されていることが確認でき、申立期間すべてについて、保険料の納付は銀行口座からの振替であったことが推定される。この場合、申立人の夫が3か月ごとに集金人に納付していたとする陳述とは符合しない。

また、口座振替方式の場合、通常残高不足とならない限り、納付は着実に行われるはずであり、納付済みの記録となっている平成6年6月から同年9月までの保険料は過年度納付、同年4月及び同年5月、7年4月及び同年5月並びに同年7月から同年12月までの期間は、納期を遅れて納付されていることが確認でき、当時、保険料納付が滞る何らかの事情が生じていたものと推定できる。

なお、申立人は、申立人の夫が3か月ごとに保険料を納付しており、1か月の未納はあるはずがないと申し立てているが、市では、昭和62年4月から1か月ごとの納付方法に変更されており、申立人の納付記録をみても、平成6年10月から7年1月までの期間、同年6月及び8年1月から同年3月までの期間は、1か月ごとの納付となっていることが確認できる。

さらに、申立人は口座振替や保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする夫の保険料納付に係る記憶も定かでない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年3月まで

私は、昭和44年4月にA市に居住し、夫と二人で国民年金の加入手続をした。国民年金は結婚前に母がかけていてくれたが、それを継続してかけることを知らなかったので、A市でも新規の加入手続をした。加入時に窓口で、「4月からにしますか、5月からにしますか。」と聞かれ、「5月」からにしたと記憶している。保険料は、A市役所に行き納付書で支払い、領収書ももらっていた。

昭和49年1月、B市に転居したときも新規で加入手続をし、同年4月に市の集金人が、国民年金手帳を2冊もって集金に来た。私は、年金手帳を見たのが初めてだったので、納付方法が新しく変わったのだと思い「今まで取ってある領収書はどうなるのですか。」と集金人に尋ねると「この手帳があれば大丈夫ですよ。」と言われ、しばらく保管していたが、その後処分してしまった。

国民年金は、必ず掛けなければいけないものと思い納付してきたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住し、夫婦二人で国民年金の加入手続をし、保険料はA市役所で夫婦二人分の保険料を、一緒に納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、市の被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和40年5月にC市において払い出された手帳記号番号と49年2月にB市において払い出された手帳記号番号の二つの手帳記号番号が確認できる。

このうちC市で払い出された手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年9月に資格を喪失していることが確認でき、この手帳記号番

号によって申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

次に、B市で払い出された手帳記号番号では、その払い出された時点において、申立期間のうち、昭和44年5月から45年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上、保険料を納付できない期間となっている。また、46年1月から48年3月までの期間の保険料は、過年度納付の手続が必要であるが、市では過年度納付を取り扱っておらず、市役所で支払ったとする陳述とは符合しないほか、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述しており、過年度納付がなされたとは考え難い。

また、申立人は、B市の集金人が国民年金手帳を持って集金に来た際、初めて国民年金手帳を見たと陳述しており、A市で加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、A市における申立期間のうち、昭和44年5月から46年3月までの保険料納付方法は、年金手帳に印紙を貼付し^{ちょうふ}保険料を納付する方法であり、納付書により保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳をみると、A市に居住していた昭和48年4月から同年12月までの保険料が、B市で納付されていることが確認できる。仮にA市において保険料を納付していたのであれば、この間の保険料をB市で納付したことに不自然さは否めない。

また、管轄社会保険事務所において手帳記号番号の点検及び類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から48年3月まで

私は、昭和44年5月ごろ、A市役所で妻と二人で国民年金に加入した。夫婦二人分の保険料は、妻がA市役所に行き納付書で納付していた。結婚するまでは年金に加入したことが無く、加入してからもすべて妻が管理していた。

昭和49年1月にB市に転居し、同年4月に市の集金人が妻と私の年金手帳を持って集金に来た。「これまでの領収書はどうなるのか。」と聞くと「この手帳があれば大丈夫です。」という、妻と集金人の会話を記憶している。以後、納付書方式になるまで妻が集金人に保険料を納めていた。

A市に住んでいた時、4か月ほど厚生年金保険を掛けていた期間があるが、妻は私が厚生年金保険に加入していたことに気付かず、国民年金保険料を納め続けていたと言っており、重複して納付している可能性もある。

未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月ごろ夫婦二人で国民年金の加入手続をし、保険料は申立人の妻が、A市役所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、市の被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和49年2月にB市において払い出されていることが確認できる。この時点において、申立期間のうち、昭和44年5月から45年12月までの期間の保険料は時効の成立により、制度上、保険料を納付できない期間となっている。また、46年1月から48年3月までの期間の保険料は過年度納付の手続が必要であるが、市では過年度納付を取り扱っておらず、市役所で支払ったとする陳述とは符合しないほか、保険料を支払ったとする申立人の妻は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述しており、過年度納付

がなされたとは考え難い。

また、申立人と一緒に夫婦二人分の国民年金加入手続をしたとする申立人の妻は、B市の集金人が国民年金手帳を持って集金に来た際、初めて国民年金手帳を見たと陳述しており、A市で加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、A市における申立期間のうち、昭和44年5月から46年3月までの期間の保険料納付方法は、年金手帳に印紙を貼付し保険料を納付する方法であり、納付書により保険料を納付したとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、A市に居住していた昭和48年4月から同年12月までの保険料が、B市で納付されていることが確認できる。仮にA市において保険料を納付していたのであれば、この間の保険料をB市で納付したことに不自然さは否めない。

また、管轄社会保険事務所において手帳記号番号の点検及び類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、ケガがきっかけで、当時住んでいた住所を管轄するA区役所に、国民健康保険の手続をしに行った際、国民年金に加入しなければならないと言われ、最初は妻に頼み手続に行ってもらった。

その後は、住んでいたA区のアパートに、集金人が集金に来たので、自分で申立期間の保険料を支払った。1回当たり5万円を、合計4回支払ったと思う。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区のアパートに居住していたところに、国民年金保険料の納付をしたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和45年5月に夫婦連番で手帳記号番号が、A区から払い出されていることが確認できる。この場合、申立期間の保険料は特例納付でなければ納付できない期間となっている。

また申立人の納付記録をみると、昭和40年4月から45年3月までの期間の保険料を納付した後、50年10月25日に45年4月から47年12月までの期間の保険料を、54年11月19日に39年4月から同年9月までの期間の保険料を、55年6月5日に39年10月から40年3月までの期間の保険料をそれぞれ特例納付により納付していることが確認できる。申立人は、保険料をまとめて支払ったのは4回であったと陳述しているが、この間の保険料納付であったものと

推定できる。

さらに、申立人は、支払った時期は特定できないものの、まとめて支払ったときの納付金額は1回当たり5万円だったと陳述しているが、仮に、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は、第1回特例納付（附則第13条）の時期に納付した場合は1万6,200円、第2回特例納付（附則第18条）の時期に納付した場合は3万2,400円、第3回特例納付（附則第4条）の時期に納付した場合は14万4,000円となり、いずれの場合であっても金額が大きく異なっている。

また、申立人は昭和39年4月以降の保険料を未納無く納付すれば年金受給権が確保でき、特例納付が受給権確保のための制度であったことを踏まえると、申立期間の特例納付が勧奨されたとは考え難い。

さらに、申立人は60歳ぐらいの時、申立人の妻から、申立人の保険料に未納期間があると聞いていたので、さかのぼって支払おうとB市に行ったが、納付期限が過ぎていると言われ、納付できなかったと陳述しており、この未納期間が申立期間のことであったことも否定できない。

加えて、申立人が、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から56年7月まで

私は、会社を退職し厚生年金保険から脱退した昭和55年12月にA市からB市に引っ越した。会社の総務担当の職員から、退職後の年金の手続きのことを教えられたので、引っ越し後すぐ、B市役所に年金のことを相談しに行き、国民年金保険料の納付をしたと思う。

昭和52年4月から国民年金保険料を納付し始めた後、厚生年金保険の加入期間以外は国民年金に加入しており、未納は無いはずなのに、上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月に国民年金に任意加入し、54年5月から55年11月までは厚生年金保険に加入したが、同年12月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A市からB市へ転居し、転居後すぐB市役所に相談に行き、申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、A市の被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年5月にA市において手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。また申立人の住所地をみると、B市の記録から、申立人は55年12月に、B市へ転入していることが確認できる。

通常、国民年金の住所変更手続を行った場合、前住所地での納付記録を確認するため、市町村間で被保険者の移管手続が行われるとともに、管轄社会保険事務所においても手帳記号番号の移管手続が行われる。しかし、A市の被保険者名簿、手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する年金手帳のいずれの記録からも、申立人が国民年金の住所変更手続を行った形跡がみられない。この場合、A市で払い出された手帳記号番号で申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人がB市において、新たに国民年金に加入した可能性を確認する

ため、申立期間当時のB市被保険者台帳を調査したが、その可能性をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、管轄社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の点検及び類似した氏名を含む氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を、納付したことをうかがわせる周辺事情も見られなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から61年3月まで

私は、会社を辞めて自営業を始めた昭和52年2月ごろ、A市役所に出向き国民年金の加入手続をした。

加入当初の国民年金保険料は、私が、市から送られてきた納付書で銀行振込又は市役所に持参して納付した。

昭和54年ごろからは、妻が、夫婦二人分の保険料を銀行振込又はA市役所に持参して納付していた。

昭和57年4月にB市に転居した際は、私が国民年金の住所変更手続を行い、妻が夫婦二人分の保険料をA市の時と同様に納付した。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月に国民年金の加入手続を行い、同年2月から、54年ごろまでは自身が国民年金保険料を納付し、以後は申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を納付したとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、早くても昭和61年4月に払い出されていることが前後の手帳記号番号の払出日から確認でき、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料を現年度納付することはできず、制度上、一部期間の保険料は、時効により過年度納付することもできない。

また、申立人は、昭和54年ごろ以降は、申立人の妻が申立人夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、同期間の申立人の妻の保険料は、44か月が未納であり、申立期間の夫婦二人分の保険料を申立人の妻と一緒に納付したとする申立人の陳述は符合しない。

さらに、上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間に係る払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事

情は見当たらなかった。

加えて、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年5月までの期間、57年2月から58年9月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から50年5月まで
② 昭和57年2月から58年9月まで
③ 昭和59年4月から61年3月まで

私は、会社を退職して、A市の実家に戻った昭和49年2月ごろ、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行い、変更手続き後は、実母が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

私は、昭和49年4月に結婚したが、当初は夫とは同居せず、そのまま実家に住んでおり、結婚後は私がA市役所で保険料を納付し、50年1月にB市に転居して夫と同居した後は、私の保険料を銀行振込で納付し、その後、C市に転居した後は、銀行振込又は市役所窓口で納付していた(申立期間①)。

昭和54年ごろから、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付するようになり、57年4月にD市への転居後は、夫が厚生年金保険に加入するまでの間、私が納付書により夫婦二人分の保険料を一緒に銀行振込又は市役所窓口で納付していた(申立期間②、③)。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、会社を退職した昭和49年2月ごろに厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きを行い、その後結婚するまでの2か月間は母が、結婚後B市に転居するまでは自身がA市役所で、B市に転居後は銀行で、それぞれ国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月に払い出されており、同手帳記号番号が付されている申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳には、48年5月に国民年金の資格を喪失した

上、50年6月に再度資格を取得していることが記されており、申立人はこの間、国民年金に未加入であり、制度上、申立期間①は保険料を納付することができない期間である。

また、A町の国民年金被保険者台帳には、昭和48年2月に転出と記された後、資格取得及び保険料納付についての記載は無いことが確認でき、49年2月ごろ種別変更手続をしたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、氏名別読みによる検索及び申立期間①の払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらなかった。

次に、申立期間②及び③について、申立人は、申立人夫婦二人分の保険料と一緒に、申立人が銀行振込又は市役所窓口で納付していたと申し立てている。

しかし、申立期間②及び③について、申立人が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、早くても昭和61年4月に払い出されていることが、前後の手帳記号番号の払出日から確認できる上、申立期間②及び③の夫の保険料も未納である。

また、申立期間②と③の間の昭和58年10月から59年3月までの申立人の保険料が、過年度納付されていることが、上述の特殊台帳及び社会保険庁の記録により確認できる。

加えて、申立期間の保険料納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの期間及び平成2年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から39年3月まで
② 平成2年3月から同年11月まで

私は、A市の実家に住んでいたころ、母と姉が国民年金に加入していたので、自宅に集金人が来ていたのを覚えており、また、母からは、国民年金保険料を初めから納付していると聞いたので、昭和37年11月ごろに、母が集金人に私の国民年金の加入手続をしたと思う。

その後、昭和41年4月までの私の保険料は、母が納付してくれた。その当時、母が書いていた現金出納帳には、申立期間①の期間中に国民年金保険料を支出したことが記載されており、私の保険料も納付したことだと思う。

また、平成2年3月に勤めていた会社を退職し、同年3月から同年12月に再就職するまでの間（申立期間②）は、私が保険料を納付したので未納とされていることに納得できない。

未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、母が国民年金保険料を初めから納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では申立期間①の保険料を現年度納付できない上、申立人の国民年金手帳には昭和36年度から38年度までの印紙検認記録欄に保険料の収納を示す検認印は無い。

また、申立人は、当時母が書いていたとする現金出納帳を保管しており、その中に国民年金保険料の支出が記載されている箇所があるものの、支出日はいずれも申立人の国民年金手帳記号番号払出日より前であり、その時点では、制

度上、申立人の保険料を納付できない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しており、納付状況の詳細は不明である。

次に、申立期間②について、申立人は、平成2年3月に会社を退職し、その後、同年12月に再就職するまでの間、自身が保険料を納付したとしているが、申立人は昭和56年1月に国民年金の被保険者資格を喪失してから平成11年8月に再取得するまでの期間、国民年金の被保険者資格を取得しておらず、制度上、申立期間②の保険料を納付できない。

また、申立人は、平成2年3月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への変更手続きをしたかどうか覚えていないなど申立人の記憶は曖昧である。

このほか、申立期間①及び②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年3月まで

私は、母から、私が会社を退職した翌月の昭和44年1月ごろに、母が私の国民年金加入手続をA市役所で行い、同年1月から再就職した前月の45年3月までの間の私の国民年金保険料を、納付してくれていたと聞いている。

申立期間の保険料については、母が納付してくれているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和44年1月に申立人の国民年金加入手続を行い、それ以降、45年3月までの国民年金保険料を申立人の母が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されており、申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳から、申立人が同年11月27日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母は、制度上、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

また、上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、複数の氏名別読み検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から41年9月まで

私は、母から、私の国民年金保険料は昭和39年12月から母がすべて納付していたと聞いている。当時、母は、父母と私の3人分の保険料を一緒に納付していたと思う。両親は既に死去しており、国民年金への加入経緯や保険料納付方法は分からないが、父の名前と私の名前が、読み方によっては同じように読めるので、間違えられて私の分が抜け落ちて未納とされたのではないかと思う。

申立期間の保険料は、母が納付していたので納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母から聞いていたので、昭和39年12月から母が申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の自身の国民年金保険料は、父母の保険料と一緒に母が納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年1月に払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は、現年度納付できず、制度上、時効により過年度納付もできない。

また、複数の別読み氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る領収印の無い領収済通知書(納付書の一部)を所持しており、特例納付期間中に上述の納付書を入手したことが考えられるが、そもそも領収済通知書は、被保険者が金融機関で保険料を納付した際、領収印を押して金融機関から社会保険事務所へ送付されるものであることから、申立人の保有する当該通知書は、金融機関で保険料を納付した際に交付された

ものとは認められない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人に母は既に死亡しているため、申立期間に係る国民年金への加入状況や保険料の納付状況は不明である。

なお、申立人が所持する申立人に係る昭和 47 年度の国民年金保険料領収書の一部について、その氏名が誤っているもの及び氏名が訂正されたものが存在するが、これらは上述のとおり、昭和 47 年 1 月に払い出された手帳記号番号を使用した保険料の領収書であり、同期間の保険料は納付済みと記録されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から47年3月まで

私は、昭和46年1月ごろ、長男の出生届を出すためにA市役所に出向いた時、市の職員から、国民年金の加入と20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められ、手持ち金があったので、当日国民年金に加入して、39年8月から47年3月までの保険料を市役所の窓口で納付した。

その時に納付した保険料額は、月額550円ぐらいで、総額3万円から5万円ぐらいだったと思う。市役所内外の金融機関では納付していない。

申立期間の保険料を納付しているはずなので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月に市役所で国民年金の加入手続を行い、加入当日に、申立人が39年8月から47年3月までの国民年金保険料を市役所窓口で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月に払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、制度上、申立期間のうち、ほとんどの期間の保険料は、時効により過年度納付もできない。

また、当該手帳記号番号が払い出された時期は、特例納付の実施期間ではない。

さらに、上述の手帳記号番号以外の手帳記号番号が存在する可能性について、複数の氏名別読み検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当らなかった。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、複数の納付方法によることが必要であり、申立人の陳述とは符合しない上、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から61年1月まで

私は、時期ははっきりとは覚えていないが、おそらく、A市からB市に住民票を移した昭和52年2月ごろ、自営業なら国民健康保険に加入しないといけないと言われて手続し、国民年金は少し遅れて手続したと思う。社会保険事務所の方が毎月、月末に私の自宅に集金に来て、領収書を書いてくれた。妻又は私のどちらか家に居る方が、夫婦二人分の保険料を支払った。62年に病気にかかり、手術の結果障害が残り、障害年金の手続に行ったが、加入日数が不足していると言われ、認めてもらえなかった。その後、時期ははっきりとは覚えていないが、社会保険事務所に行った時に、妻の結婚前の国民年金手帳と私の厚生年金保険手帳2冊の合計3冊の手帳があったので、これを1冊にまとめてくれた。コンピュータに記録を入力しているので、領収書や手帳は破棄してくださいと言われたので、私の方で処分した。C会社に勤めて1年過ぎに社会保険庁から1通の手紙がきて、未納があるので分割でもよいかから納付してくださいとの事で、何回かに分けて納付した。そして、何か月か後に、私の年金が過誤納になっているので、還付の手続をしてくださいと連絡があったので手続し、郵便局で6万円前後のお金を受け取った。社会保険事務所に電話して、全額完納ですかと聞くと完納ですとの回答であった。再度、社会保険事務所に障害年金の手続に行くと、申立期間が未納のため資格がありませんと言われた。社会保険庁の言うことはころころと変わるが、申立期間の保険料は間違い無く納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろに国民年金に加入し、集金人が毎月末に自宅に来

たので、夫婦二人分の保険料を現年度納付し、領収書をもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人が申立期間の前後の期間を含め、居住していた住所地を管轄する複数の社会保険事務所において、昭和 36 年 4 月から平成元年 7 月までの厚生年金保険適用期間を除く期間について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の手帳記号番号が払い出された痕跡は見当たらなかった。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、この点について、申立人が加入手続を行ったとする B 市において、国民年金に係る手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿（原票）が不存在である状況と符合している。

さらに、未統合記録の可能性を確認するため、氏名の別読みによる検索も行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

一方、申立人の妻の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの期間は全額免除申請を行っており、妻又は私のどちらか家に居る方が夫婦二人分の保険料を支払ったとする陳述とは符合しない。また、当時の市における保険料収納方法についてみると、申立期間のうち、52 年 4 月から 53 年 3 月までは納付書による集金方式であるが、同年 4 月以降は集金人の制度が廃止されており、毎月末に集金に来て領収書をもらっていたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間は 106 か月間と長期にわたっており、国民年金の事務処理は、被保険者ごとに管理されるものであることから、行政側が長期にわたり事務処理の誤りを行ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年1月まで

私の父は、制度ができた時から国民年金の掛け金を納めていると常に言っていた。しかし、私の納付記録をみると、申立期間が未納とされており納付できない。なお、兄も弟も満額の年金をもらっているのに、私だけ満額でないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度ができた当初から、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料も現年度納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年3月17日付けで、申立人の両親及び兄弟を含む5人分が連番で払い出されていることが、社会保険庁の同払出簿から確認できる。

一方、保険料を納付していたとする申立人の父親並びにそれぞれ満額受給しているとする兄弟の納付記録をみると、父親は、制度発足時の昭和36年*月から満60歳に達するまでの121か月の保険料を完納しているのに対し、申立人の兄弟は、申立人と同様に申立期間は未納となっているとともに、そろって38年2月から納付されていることが社会保険庁の記録から確認できる。この点について、申立人の父親は、受給資格期間120か月を確保するために制度発足時までさかのぼって納付したものと推定できる。他方、申立人及びその兄弟は、加入手続き時にそれぞれ1年以上の厚生年金保険期間があったほか、いずれも若く、受給権確保には十分な納付可能期間が存在した。さらに、納付記録の管理は、被保険者ごとになされるものであり、行政側が申立人及びその兄弟について、そろって事務処理を誤るとは考え難く、申立人の父親は、申立人及びその兄弟について、昭和38年2月から納付を開始したと考えるのが自然であ

る。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、氏名の別読みによる検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に亡くなっており、納付をめぐる状況は不明であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年11月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から40年11月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

私は、昭和47年7月に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めた。その後、55年6月になって市役所又は社会保険事務所から、電話で過去の未納保険料について、特例納付の案内があった。当時、自営業も順調だったので、銀行預金から50万円を引き出し、市役所の窓口で妻と一緒に、過去の未納期間について夫婦二人分として40数万円を特例納付した。ところが、最近自分の年金記録を調べると、夫婦二人分を同時に特例納付したはずであるのに、私の方だけ特例納付の記録が残っていない。納付の際発行された領収書、その他納付を証明するものは何も残っていないが、納付したことは妻も証言できるので、今一度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月に妻と一緒に、それぞれの未納期間について、合計40数万円の夫婦二人分の保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の保険料納付記録をみると、妻については、昭和55年6月に38年11月から40年11月までの期間及び45年3月から52年12月までの期間の延べ119か月について47万6,000円（保険料月額4,000円）の特例納付、それに加えて53年1月から55年3月までの27か月について7万8,960円の過年度納付、総計55万4,960円の保険料納付がなされていることが社会保険庁の特殊台帳から確認できるのに対し、申立人については、市の被保険者名簿及び特殊台帳いずれにおいても特例納付がなされた形跡は見られない。

また、申立人及びその妻の昭和 55 年 6 月時点における納付済期間をみると、妻は 51 か月（厚生年金保険加入期間）しかなく、年金受給権確保の観点から特例納付が必要であったのに対し、申立人は、既に 294 か月に達しており、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度である点を踏まえると、市による納付勧奨の対象ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻が昭和 55 年 6 月に納付した金額は、申立人が夫婦二人分として納付したとする 40 数万円の保険料とおおむね符合する一方、仮に、申立人が申立期間 48 か月について特例納付した場合、納付に必要な保険料額は 19 万 2,000 円となり、これを妻の納付金額に加算すると総額 74 万 6,960 円に達し、申立人が夫婦二人分の保険料として納付したとする 40 数万円を大幅に超過することになることから、申立人の妻についてのみ特例納付を行ったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間にかかる保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年3月まで

私は、高校卒業後2年近く勤めた会社を退職しA校に通っていたころ、「国民年金に加入するのは国民の義務だ。」と親から言われたので、昭和37年6月に国民年金に加入した。加入手続や加入後の保険料納付は母に任せていたが、3か月に1回自宅に来訪していた集金人の中年女性に、毎回300円(月額100円)の保険料を納付していたのを覚えている。保険料を納付する度に、集金人が12か月の枠のある書類に丸印をつけてくれたので、特段領収書は発行されなかった。ほかに保険料を納付したことを証明するものは何も残っていないが、当時B業務職をしていた父は厳しい人間だったので、母が私の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられない。ところが、年金を受給するようになって、3回ほどこの件について市役所で相談したが、納付した証拠が無いので認められないと言われ、今回申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月に母親が加入手続を行い、加入後もその母親が申立期間中の保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和39年4月1日付けで国民年金に強制加入していることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間になるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続の時期をみると、昭和39年4月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、37年6月に母親が加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、この払出時点では、申立期間のうち、37年6月から38年3月までは過年度期間

となり、母親が集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述とも符合しない。

さらに、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料については、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた同年 4 月中であれば、まとめ払いによる現年度納付が可能であるが、その場合、3 か月ごとに 300 円の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、社会保険事務所において、旧姓を含む氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うも、申立人について別の国民年金手帳記号番号の存在は確認されなかった。

また、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び納付を任されていたとする母親は、現在その間の状況について聴取できない状態である。

このほか、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年9月までの期間、49年2月から54年3月までの期間及び同年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年9月まで
② 昭和49年2月から54年3月まで
③ 昭和54年10月から57年3月まで

私は、昭和46年1月ごろにA市に転居の際、市役所で国民健康保険の加入手続をしたところ、市役所の人に国民年金への加入を勧められたことから国民年金の加入手続をした。以降は、市から送られてくる納付書で、独身の頃は私自身が郵便局で、結婚後は妻が金融機関で国民年金保険料と国民健康保険料を納付していた。(申立期間①及び②)

昭和58年4月にB市に転居するときにA市役所で、国民年金保険料と国民健康保険料の未納があるとの説明を受け、未納分の納付書を市役所でもらい、B市に転居後、金融機関において納付した(申立期間③)。

転居等のため領収書は無くなってしまったが、申立期間の保険料は納付した記憶があり、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月ごろに国民年金に加入し、以降は市役所から送られてくる納付書で、申立期間①については自身が郵便局で、申立期間②についてはその妻が金融機関において保険料を納付していたと陳述している。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、年金手帳の発行日から昭和54年2月5日になされたものと推定できる。この場合、手続時点では、申立期間①及び②のうち、51年12月以前については、時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立期間②のうち、昭和52年1月から54年3月までの間は、過年度

納付は可能であるが、その場合、市から送られてくる納付書で現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

さらに、A市における申立期間①及び②当時の保険料収納は、印紙検認方式によりなされており、この間の保険料について、納付書により郵便局又は金融機関で納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

次に、申立人は、申立期間③について、昭和58年4月にA市役所において転居手続の際に未納分の納付書を市役所からもらい、B市に転居後に納付したと陳述しているところ、手続時点では、申立期間のうち、54年10月から55年12月までの間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人はさかのぼって納付した国民年金保険料は、1万2,000円から1万5,000円ぐらいだったと陳述しているところ、昭和58年4月において過年度納付ができる56年1月から57年3月までの期間の保険料は6万5,310円であり、陳述とは大きく乖離する。さらに、この期間すべての保険料を一括納付した場合の納付金額は11万9,040円となり、さらに大きく乖離する。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間①、②及び③について同手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、複数の別読みによる氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

また、申立期間は延べ125か月と長期間となっており、行政側がこれほど事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

昭和48年に転居して、その春の同年4月ごろに市の職員が自宅に来た。その時に、保険料を一括納付すれば、36年4月までさかのぼって納付したことになると説明を受けた。その後、自宅に来た市の職員に、16万円から17万円ぐらいの保険料を納めたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろに、36年4月までの保険料をさかのぼって一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続の時期をみると、市の被保険者名簿の記録から、昭和50年12月になされたものと推定できる。この場合、特例納付が可能な時期に当たっていない48年4月ごろに一括納付したとする申立人の陳述とは符合しないものの、加入手続時には、特例納付（附則18条）が可能であった。

また、申立人の加入手続の時期は、昭和50年12月になされていることから、手続に際しては、年金受給権確保の観点から、特例納付を前提とした納付勧奨がなされていたものと考えられる。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和50年12月24日に特例納付及び過年度納付の組み合わせにより、44年4月までさかのぼって72か月の保険料を一括納付（うち、特例納付分45か月）していることが、市の被保険者名簿から確認できるほか、同名簿には特例納付分の保険料額4万500円が明確に記載されている。

加えて、申立人は、一括納付を行った上で、60歳まで継続して保険料を納付した場合に、初めて年金受給権につながる状況であったことが、社会保険庁の記録から確認できる上、特例納付は無年金者の救済措置として設けられた制

度であることから、市では年金受給権確保の観点から、納付勧奨を行っていたことが当時の広報紙から確認できる。

これらの点を踏まえると、申立人は、市による特例納付を前提とした加入勧奨を受け、昭和 50 年 12 月に年金受給権確保の観点から、44 年 4 月までさかのぼって特例納付及び過年度納付の組み合わせにより、一括納付を行ったものとするのが自然である。

また、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料及び48年4月から52年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和48年4月から52年5月まで

私は、昭和36年4月から、夫婦二人分の保険料200円を毎月集金人に支払ってきた。これまで免除申請した記憶も無いし、障害年金も生活保護も受けたことが無いのに、昭和36年度は、夫が納付済みで、私だけ免除とされているのはおかしい。

また、付加保険料についても、昭和45年に付加年金制度が開始されてから約3年たった昭和48年度から納付してきたのに、昭和52年6月から納付済みとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月から毎月夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してきたと申し立てているところ、夫婦の手帳記号番号の払出時期をみると、夫は同年7月に、当時、夫婦と同居していたとする夫の弟と連番で払い出されているが、申立人については、その約1年後の37年10月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、夫婦の加入手続の時期が一致していないことが分かる。申立人の場合、この時点において、申立期間①の保険料は、過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかつたものと考えられるが、申立人は、この当時、集金人以外に保険料を納付したことも、過去の保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶も無いと陳述している。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を夫と一緒に集金人に納付するためには、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、

手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

したがって、申立人が、夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に支払ってきたとする記憶は、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 37 年度以降のものであると考えられる。

なお、申立期間①が免除とされていることについて、関係機関に照会し調査を行ったが、特殊台帳に法定免除の記載が確認できる以外に、免除とされた経緯等がうかがえる関連資料が残っておらず、当時の事情は不明である。

申立期間②について、申立人は、付加保険料の納付開始時期を、当初、社会保険事務所における照会申出書では、昭和 38 年ごろとしていたところ、付加年金制度が 45 年 10 月に開始されたことを知ってから、昭和 48 年度として当該申立期間を変遷させるとともに、申立人が付加保険料の納付を開始した際の付加保険料月額を 400 円であったと陳述しているが、申立期間②のうち、昭和 48 年 12 月までの付加保険料月額は 350 円であり一致しないなど、当時の記憶が不明確であり、当該期間において付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

また、夫婦の特殊台帳をみると、夫婦共に昭和 52 年 6 月 8 日に付加年金に加入したことが確認でき、それ以降、それぞれ 60 歳期間満了まで付加保険料を納付していることから、夫婦一緒に夫婦二人分を納付してきたとする申立内容を踏まえると、付加年金についても、同一日に夫婦二人分を一緒に加入手続をし、一緒に夫婦二人分の付加保険料を納付してきたとみるのが自然である。

さらに、申立期間②は 4 年以上と長期間である上、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料及び 48 年 4 月から 52 年 5 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から48年12月まで

申立期間当時は、亡くなった母親が一人で生計を立て、家計一切を管理していたが、昭和49年ごろに私が家計のことを引き継ぐまで、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。母親の性格から、支払うべきものはきちんと支払っており、生前には間違いなく納めていたと何度も言っていた。

また、昭和51年に結婚してからは、妻が私の保険料を納付してきたので、私は年金に関しては何も知らないが、母親がすべて納付済みであるのに、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11年と長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらをすべて任せていたとする母親も平成3年に亡くなっているため、加入手続の時期や当時の具体的な納付状況については不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和50年8月12日に母親と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人及び母親の加入手続が同時に行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、47年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。また、加入手続が行われた時期は、特例納付の実施期間中であるが、申立人は、母親から特例納付や過年度納付に関しても何も聞かされていないと陳述しているほか、母親が申立期間の保険料について、特例納付を含め納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も周辺事情も見当たらなかった。

一方、母親自身についてみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月か

ら 60 歳期間満了まで、申立期間を含め、保険料を完納しているが、加入手続きが行われた当時は 56 歳であり、年金受給を目前にして、母親自身が年金受給資格期間を確保するためには、特例納付により同年 4 月にさかのぼって納付せざるを得ない事情があったものと推測される。ところ、申立人は当時、32 歳であったことから、敢えて特例納付により過去の被保険者期間の保険料をさかのぼって納付しなくとも、それ以降 60 歳期間満了まで保険料を納付することで、年金受給資格期間である 25 年を確保できる状況にあったことがうかがえる。

また、母親が申立人の申立期間の保険料を特例納付以外で納付するためには、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、有効な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人の特殊台帳をみると、申立期間直後の昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付したことが確認でき、時効の関係からすると、その納付時期は、申立人が結婚した 51 年 2 月以降であると推定されることから、妻が結婚後に、それまで未納であった期間のうち、納付時点において、制度上、納付が可能であった当該期間の保険料をさかのぼって納付した可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成5年3月まで

私は、昭和54年当時、夫の転職で収入も増えたので、将来の年金のことを考え、転居手続と同時に国民年金に加入した。その後、61年に就職して厚生年金保険に加入したが、63年12月に退職し、区役所において国民年金への切替手続を行った。それ以降、A社でパート勤務し、平成5年5月に正社員となって厚生年金保険に加入するまでの間、夫の国民年金保険料と一緒に、私が銀行窓口で、毎月、月初めに夫婦二人分を納付してきた。

毎月、滞納すること無く保険料を納付してきたのに、私だけ4年以上も未納とされ、厚生年金保険に切り替える前月の平成5年4月の1か月分のみが納付済みとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が夫の保険料と一緒に、夫婦二人分を毎月納付してきたと申し立てているが、夫婦二人分の納付日が確認できる申立期間直後の平成5年4月の保険料の納付日を見ると、夫が同年5月6日であるのに対し、申立人は、その翌月の同年6月2日となっており、夫婦二人分の納付日が一致していないことが分かる。

また、平成5年6月2日には、夫の同年5月の保険料も一緒に納付されていることから、申立人は、同年5月に厚生年金保険への切替手続のため区役所へ行った際、その時点で区役所において取扱いが可能であった現年度保険料として、申立人の同年4月の保険料の納付書を受領し、翌月の同年6月2日に夫の同年5月の保険料と一緒に納付したものと推測される上、当該厚生年金保険への切替手続を行った時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料となるが、申立人は、これまでも過去の保険料を

さかのぼってまとめ払いしたことは無いと陳述している。

さらに、申立期間は4年以上に及び、この間、夫婦二人分を一緒に納付してきたとする夫は、おおむね毎月、現年度によりすべて納付済みと記録されているにもかかわらず、申立人についてのみ、このような長期間にわたり、毎回連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年3月まで
私は、昭和48年9月ごろまで住み込みで働いており、雇い主から、給料からの天引きで、私の国民年金保険料を納付していたと聞かされていた。
申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで働いていた昭和48年9月まで、申立期間を含め、雇い主が申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、発行日が昭和44年10月13日と記載され、手帳記号番号の払出日とも一致していることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと考えられる。この時点において、申立期間の保険料は、過年度保険料となるが、当時、申立人は納付に直接関与していなかったほか、申立人の保険料を納付していたとする雇い主及び当時の同僚に関する申立人の記憶も不明瞭であるため、これらの者から事情を聞き取ることができず、具体的な納付状況は不明である。

また、国民年金手帳の印紙検認記録欄をみると、申立期間直後の昭和44年4月から同年12月までの9か月間について、同年10月31日付けの検認印がまとめて押されていることが確認でき、雇い主は、申立人の国民年金の加入手続時において、現年度保険料の納付が可能であった昭和44年度から申立人の保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、当時の雇い主が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月及び同年10月、46年12月から48年3月までの期間、52年2月から同年12月までの期間、54年7月から55年2月までの期間、56年1月及び同年2月、57年10月から58年11月までの期間、59年6月、62年1月、平成元年2月並びに2年9月から3年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月及び同年10月
② 昭和46年12月から48年3月まで
③ 昭和52年2月から同年12月まで
④ 昭和54年7月から55年2月まで
⑤ 昭和56年1月及び同年2月
⑥ 昭和57年10月から58年11月まで
⑦ 昭和59年6月
⑧ 昭和62年1月
⑨ 平成元年2月
⑩ 平成2年9月から3年4月まで

会社を退職した昭和44年ごろ、私自身がA市役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、国民健康保険の手続を行えば、自動的に国民年金の加入手続をしたことになると言われたので、同年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付したと思う（申立期間①）。

また、申立期間①以降においても、会社を退職した際に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことは無いが、退職した翌日に市・区役所で私自身が国民健康保険の加入手続を行っていたので、申立期間②から⑩までの期間の保険料を納付したと思う（申立期間②から⑩まで）。

なお、すべての申立期間について、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶は無いが、納付したと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月にA市を管轄する社会保険事務所で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間①から⑤までの期間及び⑥の一部は、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、すべての申立期間について、国民年金の加入手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続は行っていないとしている上、すべての申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日の追加処理等が、平成12年6月26日、15年11月19日及び20年3月25日に行われていることが社会保険事務所のオンライン記録により確認できることから、申立期間①から⑩当時には、すべての申立期間が未加入期間と記録されており、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、すべての申立期間について、申立人は、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶は無いとしている上、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は10回に及んでおり、これほどの複数回にわたり異なる市区町で納付記録の欠落が続いたとは考え難い上、すべての申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

私がA大学の学生であった当時、平成3年4月から学生であっても国民年金の加入が義務付けられたため、一時的に年金コーナーが学内に開設されて、友人と一緒に保険料の免除手続を行った。

その後、B県C市に居住して平成7年4月に就職し、しばらくして免除期間の保険料額を用立てることができたため、遅くとも9年ごろまでには、居住地若しくは職場所在地の役所又は社会保険事務所で納付書を発行してもらい、まとめて郵便局で納付したはずである。

なお、当時の預金通帳をみると、就職後の平成7年8月に40万円、同年11月及び同年12月に合わせて65万円を引き出しており、どちらかの現金が納付に当てられた可能性が高いと思う。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が免除とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月に就職し、その後、免除期間の保険料額を用立てることができたため、遅くとも9年ごろまでには、居住地若しくは職場所在地の役所又は社会保険事務所で納付書を発行してもらい、まとめて郵便局で納付したはずであると申し立てている。

そこで、保険料追納の納付書発行方法についてみると、当時、社会保険事務所では、国民年金の加入者記録について電算管理しており、加入者から直接又は市町村を通じて社会保険事務所に追納申込書が提出されると、係員は、その内容を端末機器から追納申込記録に入力することで、印字の納付書の出力ができたとしている。

しかしながら、社会保険事務所では、申立人の追納申込記録への入力は行われていないと回答している。

また、社会保険事務所では、追納するまでの経過年数に応じて、免除を受けた月ごとに10年で納付期限が到来するため、4年の免除期間に対してまとめて1枚の追納の納付書を発行することは無いとしている。この点を踏まえ、納付書を入手し金融機関で納付したとしても、複数枚の控えが社会保険事務所に送付されることとなるが、それらの控えをすべて見過ごす事務処理の誤りが起こることは考え難い。

さらに、氏名及び生年月日の別読みによる検索を行うも、申立期間に係る追納申込及び納付の記録は確認されなかったほか、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から43年3月まで

結婚後の昭和39年4月ごろに、年金の大切さを知っていた夫がA区役所で、私の国民年金の加入手続をし、保険料を1年分さかのぼって1,200円を納付し、国民年金手帳をもらってくれた。

その後、保険料は区役所から3か月ごとに女性の集金人が来て、夫が夫婦二人分の保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていた。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月ごろに、夫がA区役所で、国民年金の加入手続をしてくれたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年4月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、38年2月から41年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、42年1月から43年3月までの保険料は過年度保険料となるため、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、加入手続した際、夫が窓口で1年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人の納付記録をみると、手帳記号番号払出時点の1年前の昭和43年4月以降の保険料が納付済みとなっていることから、この期間に係る納付と混同して記憶している可能性が否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで

私は、昭和50年1月に会社を退職するときに、国民年金の手続をするように言われ、A市で国民年金の加入手続をした。

申立期間当時の保険料額は覚えていないが、退職後は市の青少年指導委員をしていたこともあり、よく市役所へ行くことがあったので、出納窓口で確かに納付したはずである。お金に関してはきっちりとした性格で、その後の保険料についてもきっちり納付している。

その当時の保険料の領収書は、約20年前に今の家に転居するときにほかの書類と一緒に処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和50年1月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料を市役所窓口で納付することはできない。

また、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和51年1月から同年3月までは過年度納付、同年4月から52年9月までは現年度納付、同年10月から53年3月までは再び過年度納付となっており、また、昭和52年度の納付欄には、53年度に保険料納付の催告がなされた事跡が見られる。

加えて、社会保険事務所では過年度保険料の納付書については年度単位で送付することが通例であることを勘案すると、特殊台帳の記録どおり、申立人は、昭和 53 年度に行われた催告を受け、過去の未納保険料のうち、その時点でさかのぼって納付が可能な昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を過年度納付したが、申立期間の保険料については時効により納付できなかったものと考えることが自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を汲み取ろうとしたが、新たな事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年1月まで

私は、平成元年11月21日に勤めていた会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年11月ごろA市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その際に国民年金の加入手続もした。

加入手続後に年金手帳の交付を受けたことについては全く覚えていないが、申立期間の保険料は、市役所から納付書が送付されて、B銀行C支店の窓口で納付書に現金を添えて、妻の分と一緒に夫婦二人分を払い込んだと思う。その時に、自身の分だけ払い込まなかった記憶は無い。申立期間の保険料についてはよく覚えていないが領収書は受け取ったと思う。

申立期間の保険料について、妻と私の分とを併せて夫婦二人分を納付したのに、私の分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年11月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、社会保険事務所の加入記録及び年金手帳を見ると、申立人は、平成5年4月1日に初めて国民年金第1号被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金未加入期間となっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年5月14日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができず、このほか、手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間に係る A 市の国民年金保険料収滞納一覧表について縦覧調査も行ったが、申立人の妻の国民年金加入及び保険料収納記録は確認できたものの、申立人の加入記録は確認できなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの期間及び48年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年3月まで
② 昭和48年7月

平成19年に社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②が未納となっていると指摘を受けたが、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料が還付されており、その前後の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

私は、母から会社を退職したらすぐに国民年金に加入しないといけなかったため、昭和45年3月に会社を退職して間もない時期に、B市A区役所へ行き国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は母が納付してくれていたもので具体的なことは分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に会社を退職して間もない時期に、国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月27日に払い出されており、申立内容と符合しない。

また、この国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については現年度納付することはできない。

さらに、申立期間①のうち、現年度納付することが可能な昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料について、申立人の保有する年金手帳を見ると、当該期間の印紙検認記録欄に検認印が押されておらず、印紙検認台帳も

切り取られていない。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査等を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立期間②について、B市では、昭和62年3月までは、原則として国民年金保険料を3か月単位の納付書で収納しており、当該期間の1か月の保険料のみを納付するためには、改めて納付書を発行してもらう必要があるが、これをうかがわせる事情は見当たらなかった。

そのほか、申立人は国民年金の加入手続をした時期などについての具体的な記憶が明確でなく、また、申立期間の国民年金保険料納付は、すべて他界した母に任せていたとして、直接関与していないため、申立人から、申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から60年9月まで

私は、昭和57年12月に会社を退職し、妻がA区役所で国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の保険料をB銀行又はC郵便局の窓口で、3か月単位で納付書により納付してくれていた。

申立期間の保険料について、妻は納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月に会社を退職した後、妻が国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付したと申し立てている。

しかしながら、昭和60年3月までの記録が確認できる申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、54年3月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を再取得した事跡は確認できないことから、申立期間のうち、少なくとも60年3月までの期間は国民年金未加入期間であったと考えられ、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料納付が可能となるための別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、申立期間直後の昭和60年10月から61年3月までの保険料について、申立人は過年度納付であるが、妻は現年度納付であるなど申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関して、

すべて妻に任せていたとする一方、妻も、昭和 58 年 1 月に A 区役所の窓口で、申立人の国民年金加入手続をしたかどうかなどの記憶は不明確であり、申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から61年6月まで

平成19年の夏に社会保険事務所に行き、自分の国民年金納付記録を照会したところ、昭和54年10月から61年5月までの期間の保険料が未納とされていることを知った。

私は、国民年金に加入した当初から、1か月でも未納があれば年金が受けられないと聞いていたので、たとえ期日が遅れても、送付されてきた納付書を使用し、A銀行などの金融機関で保険料を納付したり、区役所に保険料を持参したりして、夫婦二人分の保険料の未納が無いように心がけていた。

全ての年度の保険料額ははっきりと覚えていないが、昭和57年の家計簿だけが残っており、そこに夫婦二人分の保険料額が毎月記載されている。紛失したほかの年の家計簿にも、同年と同様に家計から保険料を支出した記載があったはずである。

国民年金の加入手続や納付は全て私が行ってきたのに、夫の保険料のみが納付済みとされており、申立期間の私の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和57年2月から同年12月までの間の家計簿をみると、各月の「天引き(定期支出予定)」欄に、夫婦二人分の当時の国民年金保険料額に見合う額の記載が見られるものの、その支出(実績)欄には、それに相当する保険料を支出したとの記載は認められない。

また、申立人は、当該家計簿の昭和57年11月6日の支出欄に「厚生年金54,000」との記載があること、また、同年12月のメモ欄に、「母親から10万

円をもらい、厚生年金 5 万 4,000 円、ピアノ教材 2,160 円等に支出した」旨の記載があることから、昭和 56 年度の国民年金保険料について、夫の分は通常の家計から 11 月 6 日に支出し、自身の分については、母親にもらった 10 万円から別途納付したと陳述している。

この点について、夫の国民年金保険料については、特殊台帳により昭和 57 年 11 月に昭和 56 年度の保険料を一括して過年度納付したことが確認でき、また、その保険料額は 5 万 4,000 円であり、昭和 57 年 11 月 6 日の支出欄に記載の金額と一致しているほか、同年 11 月 5 日の支出欄には、「ピアノ教材 2,160」との同年 12 月のメモ欄と同一の支出と推定される記載があることから、仮に、申立人が自身の分の保険料を別途納付していたならば、支出欄にもそれに見合う記載があると考えるのが自然であるが、当該家計簿の同年 11 月及びほかの月の支出欄にその記載は見られないことから、当該家計簿のメモ欄の記録をもって、申立人が昭和 56 年度の国民年金保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立期間のうち、昭和 57 年版以外の家計簿は保存されていないため、家計簿から国民年金保険料納付の有無を検証することはできず、これ以外に申立期間の保険料納付を示す関連資料が無いほか、申立人の保険料納付をめぐる周辺事情を汲み取ろうとしたが、これを見いだすこともできなかった。

加えて、申立期間は 81 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 2 日から 38 年 1 月 20 日まで
昭和 34 年 11 月 2 日から 38 年 1 月 20 日まで勤務した A 社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A 社を退職後、すぐに B 県の実家に帰ったので、脱退手当金の請求をした記憶は無く、受給していない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 1 月に A 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 5 月 29 日に、支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後計 100 人のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 16 人であり、うち 12 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 21 日から 36 年 9 月 19 日まで
② 昭和 36 年 10 月 21 日から 40 年 12 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年4月14日に、支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計100人のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性24人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め19人みられ、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 18 日から 35 年 9 月 25 日まで
中学校を卒業後、A社（現在は、B社）に入社し、35年9月に退社したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。
A社は、私が初めて勤務した会社であり、次にC局に入局したと併せ、当時のことは今も鮮明に記憶している。
脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 36 年 3 月 30 日にはC局に勤務しており、脱退手当金を受給した記憶は無いとしている。

そこで、申立人の年金加入記録をみると、厚生年金保険被保険者資格喪失日の翌日付でD共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人は、「C局に勤務していた期間については、退職一時金を受給した記憶がある。」としている。そこで、D共済組合の記録をみると、共済組合員の資格喪失日である昭和 40 年 7 月 30 日から約 3 か月後の同年 10 月 11 日に、共済退職一時金を受給していることが確認できるところ、同一時金が支給された当時は通算年金制度創設後であり、厚生年金と共済年金が通算されるにもかかわらず、同一時金を受給していることは、厚生年金保険脱退手当金を受給していたために、同一時金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 7 日から 42 年 4 月 29 日まで
② 昭和 42 年 9 月 6 日から 43 年 9 月 30 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社で勤務していた厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、社会保険事務所へ行ったことも、請求手続を行った記憶も無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年12月13日に、支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計6ページ(59人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め4人であり、うち3人が資格喪失後約4か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主における代理形式による請求がなされ、申立人が勤務していたA社及びB社についての厚生年金保険に関する脱退手当金が、申立人あてに送金手続された可能性は否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらのことから、申立人に関する脱退手当金支給決定に重大かつ明白な瑕疵を認めることはできない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 5 日から 43 年 3 月 21 日まで
厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、昭和 39 年 8 月 5 日から 43 年 3 月 21 日まで勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年5月4日に、支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間と申立期間後の3回の被保険者期間では、別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている欄の前後計89人のうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性5人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め3人であり、その全員が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できることから、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられ

る。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月1日から31年6月1日まで
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社における被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。しかし、退職時に厚生年金保険被保険者証を受け取り、大切に持っていないと言われたことを覚えている。
脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際に、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年7月25日に、支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されており、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されている上、その内容はオンライン記録と一致しており、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページを含む前後計6ページ(64人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性7人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め4人みられ、うち3人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ、年

金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 5 日から 41 年 2 月 1 日まで

A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は受給していないのに、支給済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、社会保険事務所に保管されていた、脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が記載されている請求書受付経過簿をみると、申立人の脱退手当金請求に係る記載があり、支給金額がオンライン記録と一致しているほか、脱退手当金裁定請求書の受付年月日(昭和 41 年 2 月 5 日)が、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 41 年 2 月 1 日)と近接している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の同年 6 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間と申立期間後の 2 回の被保険者期間では、別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から37年まで

昭和24年9月1日から37年まで、**としてA市B区にあったC社で勤務していた。同社では、D社及びE社の工事を請け負っており、24年12月から1年間ほどは同社F支店で勤務していたこともある。

C社に勤務した際に、健康保険証を受け取ったかどうかは覚えていないが、雇用保険の給付を受けた記憶がある。

C社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和30年12月1日にC社において雇用保険被保険者資格を取得しており、左官として同社の現場で働いていたと陳述している同僚から、「昭和32年ごろ、申立人がG市内の現場で働いていたことを覚えている。」との陳述を得たこと、及び同社から提出された雇用保険被保険者名簿において、申立人と思われる者が、上記同僚と同時に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が、申立期間のうち、一定の期間、同社で働いていたことは認められる。

一方、上記同僚から、「左官の仕事は請負で、職人は会社に入出入りする親方（世話役）に雇われていた。職人が厚生年金保険に加入するのは、親方の仕事を経て職長に昇格し、C社の社員となってからである。」との陳述を得たほか、同じ左官として勤務していた別の同僚2人も、「職人の厚生年金保険加入は工事長（又は役職）になってから。」と陳述しているところ、申立人は、「職長になったことは無い。」と陳述している。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和36年3月25日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、昭和36年度及び37年度にそれぞれ9か月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社では、申立期間当時から雇用保険には、社員以外にも加入させていたと陳述しているところ、上記雇用保険被保険者名簿で被保険者資格取得が確認できる20人（申立人を含む。）のうち、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は6人確認できるだけである。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年ごろから30年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における加入記録が無いとの回答があった。昭和25年ごろ、伯父から、自身が働いていたA社を紹介されて入社し、正社員として5年程度勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に当該事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社の社長及び専務の姓を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、伯父（故人）以外の同僚については記憶が無く、伯父についてもA社における厚生年金保険被保険者記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年から39年まで

私は、昭和32年から39年まで、A社が経営するB店でC業務に従事していた。

社会保険事務所の記録では、A社において厚生年金保険に加入した記録は無いが、会社が厚生年金保険に加入させてくれていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険の加入記録がある者の陳述から、申立人が同社経営のB店においてC業務に従事していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和34年2月1日から36年10月5日までであり、同社は、申立期間8年間のうち、5年間は適用事業所となっていない。

また、A社の所在地を管轄する法務局に、同社に係る商業登記の記録は無く、元事業主等役員の所在は不明であるほか、当時の経理担当者も既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入に関する取扱い等については確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、C業務従事者のうち、自分ともう一人の社員だけが、会社の計らいで厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該社員は、「当時、会社ではそのような取扱いは無かった。私は、B店でC業務に従事していた期間は、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していた。」と陳述している。社会保険庁の記録によると、当該社員は、A社において厚生年金保険に加入した記録は無く、申立期間のうち、昭和36年4月以降については、国民年金に加入し、保険料を納付している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月 21 日から同年 8 月 28 日まで
② 平成 6 年 10 月 22 日から同年 11 月 22 日まで

私は、昭和 62 年 4 月 1 日から同年 8 月 28 日まで、A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同年 4 月の 1 か月しか加入期間が無い。給与明細書を所持しているので、申立期間①についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成 6 年 9 月 21 日から同年 11 月 22 日までは、B 社に勤務していたのに、同じく社会保険庁の記録では、同年 9 月の 1 か月しか加入期間が無い。在職中に 2 回給与が支給されたこと及び病院で 2 回から 3 回受診した記憶があるので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間①において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書には、厚生年金保険料が控除された記載は無い。

また、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 62 年 5 月 20 日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録と一致している。

申立期間②については、申立人は、平成 6 年 11 月 22 日まで B 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B 社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日は、平成 6 年 10 月 22 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

また、B 社が加入する C 厚生年金基金における申立人の加入者資格の喪失

日は平成6年10月22日、雇用保険の記録による申立人の離職日は同年10月21日と記録されており、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録と一致している。

なお、申立人がB社に在職した期間に受診したとする医療機関に、申立人の診療記録を照会したところ、申立人の受診日は、厚生年金保険加入期間内の平成6年10月20日及び同年10月21日であるとの回答があった。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 25 日から 53 年ごろまで

昭和 48 年 5 月 25 日に前職の会社を退職後、すぐにA社に入社した。仕事の内容はD業務であり、同僚のB氏及びC氏らを覚えている。同社を退職した時期は、はっきりと覚えている訳ではないが、昭和 53 年ごろまで勤務していたと思う。

A社は法人であるのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員及び複数の同僚の陳述から、申立人が同社に在職していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 51 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 9 月 1 日以前は適用事業所では無い。

また、A社の役員は、「私が会社の厚生年金保険の適用手続を行った時期には、申立人は既に退職しており、申立人の資格の取得に係る手続は行っていない。」と陳述しているほか、複数の同僚も、申立人は同社が適用事業所となる前に退職したと陳述しており、申立人が昭和 51 年 9 月 1 日以降も同社に在職した事実は確認できない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和 51 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した 8 人のうち 4 人については、同年 8 月までは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、同年 9 月 1 日より前の期間において、事業主が厚生年金保険料を控除していた事情はうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 3375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 4 日まで
② 昭和 36 年 3 月 3 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 9 月から 36 年 3 月まで、A社に準社員として勤務したのに、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間においてもA社に勤務していたことは間違い無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については、当時の資料も無く不明であるとしている。

また、申立人と同様に準社員であったとしている複数の同僚は、「自身が厚生年金保険被保険者資格を取得した時期は、採用後、半年程度経過してからである。」と陳述している。

さらに、A社における採用及び退職が申立人と同一日であり、業務内容も同一であったとする同僚の厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同一である。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 52 年 6 月 30 日まで勤務したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入期間が同年 3 月 30 日までとなっている。

A社では、昭和 50 年 8 月から 52 年 6 月までの賃金が支払われておらず、同社を退職した後の 63 年に、当該未払賃金の支払に関する調停が成立している。

調停に基づいて支払われた賃金からは、厚生年金保険料が控除されていると思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とA社の事業主との間で、昭和 63 年に作成された未払賃金の支払に関する調停調書及び当該事業主の陳述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、昭和 52 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間のうち、同年 4 月 30 日より後の期間については、適用事業所では無い。

また、昭和 50 年 8 月以降、申立人がA社を退社する 52 年 6 月までの期間、申立人に対し賃金が支払われておらず、当該賃金は、63 年以降に上記調停調書に基づいて支払われており、加えて、当該調停調書には、厚生年金保険料の控除に関する記載は無く、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたとは認め難い。

さらに、事業主は、昭和 52 年 3 月 30 日までは申立人の厚生年金保険の加入記録があることについて、「当時は賃金が支払えず、厚生年金保険料も滞納しており、保険料を控除していなかったが、可能な限り厚生年金保険には加入さ

せており、そして、社会保険事務所から保険料納付の督促を受けたため、会社が適用事業所では無くなるまでの期間の加入者の保険料については、会社が被保険者負担分を全額負担して納付した。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から24年3月1日まで

私は、申立期間はA社（現在は、B社。）で勤務し、B業務の仕事をしており、当時の社長の奥さんから厚生年金保険の説明を受け、給料から保険料も控除されていたのに、申立期間について厚生年金保険加入期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申し立てているA社の所在地、業務内容及び事業主の息子（現在の事業主）の氏名が申立期間当時の状況と符合していること、及び同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険庁の記録では、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間後の昭和27年5月1日であることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の2歳年下の同僚からは、「申立期間当時、当該事業所は法人では無く従業員は4人か5人ぐらいの個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかったため、保険料は控除されていなかったと思う。」との陳述があった。

さらに、申立人が記憶していた申立期間当時の同僚等の氏名は、当該事業所に係る被保険者名簿からは確認できないほか、申立人の旧姓を含む各種読み方による氏名検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年8月から22年1月まで
② 昭和22年1月から同年6月まで
③ 昭和22年7月から25年9月1日まで

私は、中学を卒業後、E業務の資格を取得し、昭和17年8月から22年1月までA社に採用されて勤務した。終戦後、病気のため、B病院に4か月入院し快復後退職した。A社を退職後の22年ごろに6か月間C社に勤務し、その後、実家の近くの募集にて同年7月から25年8月31日までD社に勤務したが、これらの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出したE業務者適任証により、昭和17年8月5日から22年1月25日まで申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の女性の適用は昭和19年10月以降であるほか、社会保険事務所の記録では、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は38年11月1日であり、申立期間当時、事業主は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が記憶する同僚の所在が不明であるため、保険料控除の事実を確認できない上、申立期間①において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人はC社に在職していたと申し立てているが、前述のE業務者適任証によると、申立期間②に係る期間は、D社で勤務していたことになっているほか、申立人がC社に在職していたことをうかがわせる資料等は見当たらない。

また、C年金基金は、「申立期間当時の資格取得喪失届の記録が残ってお

り、申立期間及びその前後の期間を調べたが、申立人の名前は見当たらないため、申立人は厚生年金保険には未加入と判断している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、前述のE業務者適任証及びD社発行の事務員届により、昭和22年1月25日から25年8月31日まで申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無いほか、社会保険事務所の記録では、同事業所は、昭和24年12月26日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、22年7月から24年12月25日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所で無いことが確認できる。

また、申立人は、「E業務従事者は二人で、年齢が同じぐらいの同僚と交代で仕事に就いていた。」と陳述しているが、当該同僚の氏名を記憶していないため、陳述を得ることができず、被保険者記録の有無等が確認できない。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで
② 昭和 39 年 11 月 20 日から 40 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 1 月 20 日まで
④ 昭和 42 年 2 月 6 日から同年 5 月 5 日まで
⑤ 昭和 42 年 5 月 7 日から 44 年 4 月 1 日まで

A社に昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 20 日までとなっており、申立期間①及び②が空白期間とされているのが納得できない。

また、B社に昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 5 月 5 日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が同年 1 月 20 日から同年 2 月 6 日までとなっており、申立期間③及び④が空白期間とされているのが納得できない。

さらに、C社に昭和 42 年 5 月 7 日から 44 年 5 月 1 日まで勤務していたが、同社での厚生年金保険の資格取得日が 44 年 4 月 1 日になっており、申立期間⑤が空白期間とされているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の申立期間当時の事業主及びその息子は故人となっているため、当時の事情を明らかとすることはできず、また、申立期間当時の同僚からも申立人の在職時期を特定できる陳述は得られなかった。

また、申立期間②については、当該事業所に係る被保険者名簿の申立人の備考欄を見ると、健康保険証を返納したことを示す「証返」の押印があり、日付 (39.12.4) が記載されていることから、申立人が昭和 39 年 11 月 19 日に同事業所を退職し、事業主から社会保険事務所に対し、同年 11 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出に併せて健康保険証が返納されたものと考えられ、これらの処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の記録は確認できない。

申立期間③については、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年11月1日であり、当該申立期間のうち、同年7月1日から同年10月31日までは適用事業所となっていない。

また、申立人が同職種として名前を挙げた上司2人のうち、1人は厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ昭和42年1月20日であり、ほかの1人は厚生年金保険の資格取得日が申立人よりも遅い日となっており、これら上司2人については当該申立期間における厚生年金保険の記録が確認できない上、所在不明のため陳述が得られず、また、被保険者名簿から同時期に資格を取得及び喪失している同僚を抽出調査したが、所在不明のため当時の事情を明らかにすることはできなかった。

さらに、申立期間④については、B社に係る被保険者名簿の申立人の備考欄を見ると「証返」の押印が有るほか、申立人は当該申立期間を含む期間について別事業所（D社）において厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できる。

また、当該事業所の申立期間当時の事業主は故人となっており、同僚も所在不明であることから、申立人の同事業所における在職について確認するには至らなかった。

なお、申立人は、「当該申立期間に別事業所の記録が確認できるのであれば、当該事業所に勤務していたことは思い違いかもしれない。」と陳述している。

申立期間⑤については、C社に係る雇用保険の記録から、申立期間のうち、昭和44年3月1日以降の期間は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和44年4月1日であり、申立人を含む13人が同一日付けで資格を取得していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた上司および同僚の記録は、同社に係る被保険者名簿から確認できず、陳述を得ることができない。また、申立期間のうち、42年5月7日から44年2月28日までは当該事業所における申立人の雇用保険の記録は無く、申立期間において保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 36 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 16 日までの期間に係る脱退手当金を、私が受給したことになっている。

A社を退職する際、同社からは、厚生年金保険の脱退に関する話は無く、脱退手当金を受け取った覚えも無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給したとされることは納得できない。どのような方法で私が受け取ったのかを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 8 月 12 日に支給決定されていることとなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年 7 月 20 日に社会保険事務所へ提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないとともに、申立人の脱退手当金は、B社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認でき、昭和 41 年 8 月 12 日付けの領収書が添付されているほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金裁定請求書の「被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及び住所のゴム印が押されていることから、脱退手当金の請求に当たっては、事業主が何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受

給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 15 日から 42 年 4 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 36 年 3 月 15 日から 42 年 4 月 21 日までの期間に係る脱退手当金を支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことは無く、脱退手当金裁定請求書の署名及び捺印も、私の筆跡及び印鑑では無い。

私自身は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、私の家族も私の脱退手当金を代理で受領したようなことは無いと明言しているので、申立期間に係る脱退手当金を支給済みとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 43 年 6 月 21 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄は申立人の旧姓で記載されているものの、住所欄には請求時点の申立人の住所地である婚姻後の住所地のほか、住所地のあて先が新姓で記載されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、請求時点の申立人の住所地（婚姻後の住所地）に近い金融機関での隔地払い（通知払い）となっていることから、脱退手当金の支払通知書は婚姻後の住所地あてに送付され、当該金融機関で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、同請求書には、厚生年金保険被保険者証を添付することが必要とされていたところ、同請求書と提出日付が同一の厚生年金保険被保険者証再発行申請書が有り、同再発行申請書の氏名欄及び住所欄を見ると、同請求書の氏名欄及び住所欄と同様の記載状況であることが確認できる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。